

2021年4月～

添付-2

36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

▶ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

▶ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表※)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

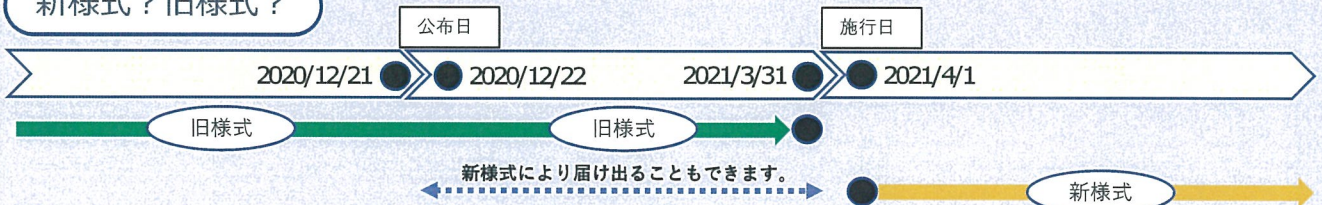
36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

✓労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

過半数代表者の選任にあたっての留意事項

✓管理監督者でないこと
✓36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
✓使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

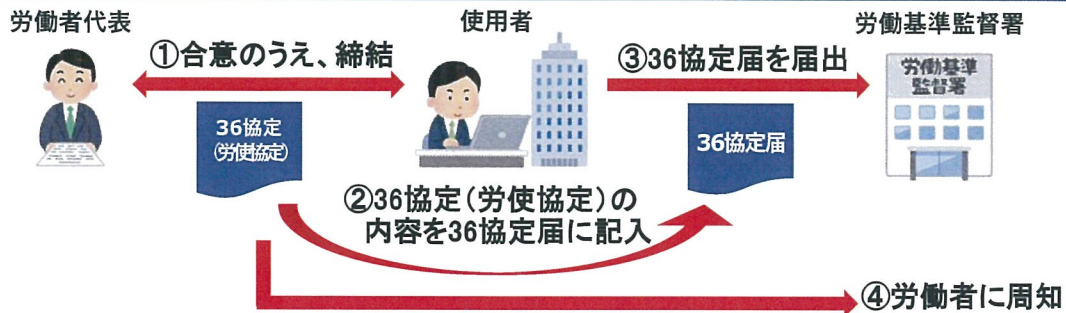
新様式？旧様式？



※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。
※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。(裏面を参照)

Q 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- ① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結
 - ② 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入
 - ③ 36協定届を労働基準監督署に届出
 - ④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知
- 電子申請による届出が可能



36協定届様式のダウンロード



そのまま出せる36協定届を作成



36協定届の電子申請はこちら



労働基準関係主要様式 検索

スタートアップ労働条件 検索

労基法等 電子 検索

36協定届の記載例

(様式第9号 (第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられべきであり、労使当事者はこのこと十分に留意した上で協定するようにしてください。
なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づき安全配慮義務を負います。

- ◆ 36協定で締結した内容を協定届 (本様式) に転記して届け出てください。
- ◆ 36協定届 (本様式) を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。
- ◆ (任意) の欄は、記載しなくても構いません。

表面

様式第9号 (第16条第1項関係)

事業場 (工場、支店、営業所等) 協定届

事業の種類 事業場の名称 事業の所在地 (電話番号)

〇〇金属工業株式会社 〇〇工場 (〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

時間外労働に関する協定届 休日労働

労働保険番号 法人番号

労働保険番号・法人番号を記載してください。

この協定が有効となる期間を定めさせていただきます。1年間とすることが望ましいです。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間において協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

1年の法定労働時間を超過する時間数を定めさせていただきます。①は36時間以内、②は320時間以内です。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2〜6か月平均80時間以内でなければいけません。これに、必ずチェックが入ってください。チェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

時間外労働	受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 〇〇〇〇年4月1日			
					法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)				
① 下記②に該当しない労働者	受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間
	製品の検査	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
	月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
	② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
	事由は具体的に定めてください。	業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。	1日の法定労働時間を超過する時間数を定めさせていただきます。	1か月の法定労働時間を超過する時間数を定めさせていただきます。	1年の法定労働時間を超過する時間数を定めさせていただきます。					

対象期間が3か月を超え1年単位の變形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1日の法定労働時間を超過する時間数を定めさせていただきます。

1か月の法定労働時間を超過する時間数を定めさせていただきます。

1年の法定労働時間を超過する時間数を定めさせていただきます。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定を締結することを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 検査課主任 山田花子

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙) 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

上記労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたこと。

〇〇〇〇年 3月 15日

旧様式で届け出る場合は、点線枠内の記載を添付してください。

〇〇 労働基準監督署長殿

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印などが必要ですが、

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印などが必要ですが、

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印などが必要ですが、

基管発 0107 第 1 号
基補発 0107 第 1 号
基保発 0107 第 1 号
令和 3 年 1 月 7 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労 災 管 理 課 長
補 償 課 長
労災保険業務課長

労災保険における請求書等に係る押印等の見直しの留意点について

厚生労働省労働基準局が所管する押印又は署名（以下「押印等」という。）を求めている手続については、令和 2 年 12 月 25 日付け基発 1225 第 6 号・職発 1225 第 9 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令等の施行等について」、令和 2 年 12 月 25 日付け基発 1225 第 1 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」及び令和 2 年 12 月 25 日付け基発 1225 第 7 号「労働基準行政システムに係る機械処理事務手引（労災）の一部改定について」等により通知されたところである。

については、下記の事項に留意の上、適正な事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、平成 11 年 1 月 11 日付け労働基準局労災管理課長、補償課長事務連絡第 1 号「労災保険における請求書等に係る押印の見直し及び事業主証明の見直しの留意点について」のうち、記 1（1）、3（1）及び 5 については、削除する。

記

1 押印等の見直しについて

- （1）今般の見直しは、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、国民や事業者等に対して、押印等を求めている手続について、国民

や事業者等の押印等を不要とするために必要な改正を行うこととしたものであることから、請求人等の記名等があれば、受付することとして差し支えないこと。したがって、押印等がないことのみをもって不備返戻を行わないこと。

なお、事業主、請求人等が請求書等を作成するにあたり、引き続き押印等を行っている場合については、押印等が不要になった旨の教示を行うこと。

- (2) 労災保険における請求書等については、全ての手続において押印等を求めないものであるが、記名等をする事については、記載方法を問わず引き続き必要となるものであり、記名等がない請求書等については、電話照会によって補正することなく、不備返戻を行うこと。
- (3) 押印欄のある改正前の様式も、当分の間、取り繕って使用することが可能であり、この様式による場合、押印欄の二重線等による訂正を求める必要は無いこと。
- (4) 加除訂正印についても、押印欄を削除したものであり、押印を求めないこと。
- (5) 電子申請における電子署名については、今般の見直しにかかわらず、別途指示がない限り、なお従前のおりであること。
- (6) 請求人等の記名等について、全て同一の筆跡と思われる場合や全て情報通信機器を使用した印字である場合等、記名等の信ぴょう性につき疑義が生じた場合については、請求人等への電話照会等により確認を行うこと。

2 行政機関から国民等に対して発出する文書の押印について

今般の見直しは国民等から押印等を求める手続について見直しを行ったものであり、都道府県労働局長印等の行政機関から国民等に対して発出する文書における押印については、別途指示がない限り、なお従前のおりであること。

3 受付印及び決裁印について

令和2年12月25日の改正後の様式のうち、受付印欄及び決裁印欄は、改正後においても、別途指示がない限り、なお従前のおりであること。

4 改正前の押印等に係る不備について

令和2年12月25日の改正前に受け付けた請求書等のうち、押印等がないものの取扱いについては、改正日以後においては、その他の記載事項に不備が無ければ、不備返戻を行う必要はない。

5 その他

今般の様式改正にあわせて様式第8号においては、災害発生日と初診日が同日の場合に当日の所定労働時間内に通院したか否かを記載するよう、「③⑦ 災害の原因及び発生状況」欄に記載事項の追加を行ったこと。